

議員案第1号

佐野市議会会議規則の改正について

佐野市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めます。

平成27年2月27日提出

提出者 佐野市議会議員 春山敏明

賛成者 佐野市議会議員 川嶋嘉一

〃 久保貴洋

〃 木村久雄

〃 齋藤弘

〃 篠原一世

〃 岡村恵子

佐野市議会会議規則の一部を改正する規則

佐野市議会会議規則（平成17年佐野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条、第49条第1項、第51条第1項及び第54条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第61条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「質問」を「一括質問一括答弁方式による質問」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による質問は、質問者の選択により、一問一答方式又は一括質問一括答弁方式のいずれかの方式で行うものとする。

第76条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第78条の見出し中「配布」を「公開」に改め、同条中「議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する」を「書面又は電磁的方法により広く一般に公開する」に改める。

第106条、第108条第1項及び第130条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第144条中「襟巻き」を「襟巻」に改める。

第151条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

理 由

一般質問に一問一答方式を追加し、及び所要の規定を整備するため本規則を改正したいので提案するものです。

議員案第1号参考資料

佐野市議会会議規則の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(会期中の閉会)</p> <p>第6条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第49条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第51条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>すべて</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第54条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一般質問)</p> <p>第61条 (略)</p>	<p>(会期中の閉会)</p> <p>第6条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第49条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第51条 発言の通告をしない者は、通告した者が<u>全て</u>発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第54条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一般質問)</p> <p>第61条 (略)</p>
<p>2 質問は、同一議員につき、同一議題について5回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>	<p>3 <u>一括質問一括答弁方式</u>による質問は、同一議員につき、同一議題について5回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>前項の規定による質問は、質問者の選択により、一問一答方式又は一括質問一括答弁方式のいずれかの方式で行うものとする。</u></p>

<p>3 (略)</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決をとる。</p> <p>(会議録の配布)</p> <p>第78条 会議録は、<u>議員及び関係者に配布</u> (会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、<u>電磁的方法による提供を含む。</u>) する。</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第106条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第108条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、原案について表決をとる。</p> <p>(携帯品)</p> <p>第144条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻き、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第151条 <u>すべて</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認め</p>	<p>4 (略)</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第76条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決をとる。</p> <p>(会議録の公開)</p> <p>第78条 会議録は、<u>書面又は電磁的方法により広く一般に公開する</u>。</p> <p>(発言の許可)</p> <p>第106条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第108条 発言は、<u>全て</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原案について表決をとる。</p> <p>(携帯品)</p> <p>第144条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻き、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第151条 <u>全て</u>規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認め</p>
--	---

めるときは、討論を用いず、会議に諮って定める。

るときは、討論を用いず、会議に諮って定める。